

地元の皆様へ

千葉市自転車政策課長

市営駐輪場におけるシニアカー等の受入れ（実証実験）のお知らせ

残暑の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より本市行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和8年4月1日より、下記駐輪場の一部を、シニアカー等の一時利用駐輪場として、期間を限定し提供しています。

シニアカー等をご利用の方で、駐輪場をお探しの方は、ぜひご利用ください。

記

- 1 受入対象 シニアカー及び電動車いす
- 2 受入駐輪場 浜野駅第1及び第3駐輪場 ※裏面位置図をご覧ください
- 3 受入期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
(期間については予告なく変更する場合があります)
- 4 ご利用料金 220円/24時間 (浜野駅第1駐輪場)
220円/1日 (浜野駅第3駐輪場)
- 5 ご利用方法 本箇所の原動機付自転車の一時利用と同一ですので、
現地の利用案内看板をご覧ください。
- 6 利用可能台数 各駐輪場3台まで
- 7 連絡先 千葉市建設局道路部自転車政策課
企画整備班 高梨 大輔 ☎043-245-5607

【受入対象の規格】 ～道路交通法施行規則 抜粋～

○車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

長さ 120センチメートル

幅 70センチメートル

高さ 120センチメートル

(ヘッドサポートを除いた部分の高さ)

○車体の構造は、次に掲げるものであること。

原動機として、電動機を用いること。

6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

自動車又は原動機付自転車と外観を通じて明確に識別することができること。

シニアカーイメージ



電動車いすイメージ



位置図

